

◆◆ 健康保険法等の改正（平成19年4月迄の主な改正点） ◆◆

政府管掌健康保険について説明しております。組合管掌健康保険については異なる場合もあります。

平成18年10月から

1. 出産育児一時金の引き上げ

被保険者・被扶養者の出産に際して支給される「出産育児一時金」の支給金額が引き上げられます。

現 行	平成18年10月～
30万円	35万円

2. 埋葬料の引き下げ

被保険者・被扶養者の死亡に際して支給される「埋葬料」の支給金額が引き下げられます。

現 行	平成18年10月～
被保険者：標準報酬月額（最低10万円） 被扶養者：一律10万円	被保険者・被扶養者とも一律5万円

3. 高額療養費の自己負担限度額の引き上げ

医療費の自己負担額が高額になったときに、自己負担限度額を超過する分について請求により払い戻される制度（高額療養費）における自己負担限度額が改定されます。

	現 行		平成18年10月～	
	70歳未満	該当者： 標準報酬月額56万円以上		該当者： 標準報酬月額53万円以上
上位所得者	139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 1% 《多数該当：77,700円》		150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% 《多数該当：83,400円》	
一般	72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 1% 《多数該当：40,200円》		80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 《多数該当：44,400円》	
低所得者	35,400円 《多数該当：40,200円》		35,400円（据え置き） 《多数該当：44,400円》	

	現 行		平成18年10月～	
	70歳以上	外来	入院・世帯合算	外来
現役並み所得者	40,200円	72,300円 + (医療費 - 466,000円) × 1% 《多数該当：40,200円》	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 《多数該当：44,400円》
一般	12,000円	40,200円	12,000円	44,400円
			平成20年4月から70～74歳について引き上げ	
			24,600円	62,100円 《多数該当：44,400円》
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円（据え置き）
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	8,000円	15,000円（据え置き）

※「多数該当」とあるのは、高額療養費に該当する月が過去1年間に4回以上ある場合に、4回目以降に適用される自己負担額です

※70歳未満の「低所得者」とは非課税世帯の方

※70歳以上の「現役並み所得者」とは、月収28万円以上、課税所得145万円以上の方。「低所得者Ⅰ」とは、住民税非課税世帯であって、収入が一定基準以下の方。「低所得者Ⅱ」とは、それ以外の住民税非課税世帯の方。

4.現役並みの所得を有する高齢者の自己負担引上げ(70歳以上の者)

現役並みの所得を有する高齢者(月収28万円以上、課税所得145万円以上の方)について、現行の2割負担から3割負担に引上げられます。

現行 2割負担	→	平成18年10月～ 3割負担
------------	---	-------------------

5.療養病床に入院する70歳以上の者(特定長期入院被保険者)に「食費」「居住費」負担

入院に際しては、現在、年齢にかかわらず「入院時食事標準負担」を支払うこととされていますが、70歳以上の高齢者が療養病床に入院した場合については、介護保険施設に入所した場合と同様の費用体系となり、「食費」「居住費」を支払うこととなります。

平成20年4月から対象者が65歳以上となります。

現行 一部負担 + 入院時食事標準負担(1食 260円)	→	平成18年10月～ 一部負担 + 食費(1日1,380円)、居住費(1日320円)
------------------------------------	---	---

※低所得者向けの軽減措置あり

平成19年4月から

1.標準報酬月額及び標準賞与額の見直し

健康保険料の算定の基礎となる「標準報酬月額」の等級区分が、現行の「1～39等級」から「1～47等級」に見直されます。また、標準賞与額の上限について、現行の「1回200万円」から「年度当たり累計額540万円」に見直されます。

現行 1級98,000円～39級980,000円の39等級 標準賞与額の上限「1回200万円」	→	平成19年4月～ 1級58,000円～47級1,210,000円の47等級 標準賞与額の上限「年度当たり累計額540万円」
---	---	---

※厚生年金保険料については現行通り

2.傷病手当金と出産手当金の引き上げ

病気やけがによる休業に際して支給される「傷病手当金」、出産による休業に際して支給される「出産手当金」について、支給額が現行の「標準報酬日額の6割」から「同3分の2」に引き上げられます。

現行 標準報酬日額の6割	→	平成19年4月～ 標準報酬日額の3分の2
-----------------	---	-------------------------

3.任意継続被保険者に対する傷病手当金・出産手当金の廃止

傷病手当金及び出産手当金の支給対象から「任意継続被保険者」が除かれます

現行 任意継続被保険者にも 傷病手当金・出産手当金を支給	→	平成19年4月～ 任意継続被保険者には 傷病手当金・出産手当金を支給せず
------------------------------------	---	--

4.資格喪失後6ヶ月以内に出産した者に支給していた出産手当金を廃止

現行 資格喪失後6ヶ月以内に出産した者にも 出産手当金を支給	→	平成19年4月～ 資格喪失後に出産した者には支給せず (ただし、被保険者期間が継続して1年以上ある者が、出産予定日もしくは出産日以前42日より後に資格喪失した場合は支給可)
--------------------------------------	---	--